

所掌事項

宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアムの運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対し意見を述べる。

設置根拠

博物館法第20条

宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアム条例

設置年月日

H28. 7. 1

委員定数

10人以内

委員任期

2年

現任委員発令日

R3. 9. 1

現任委員任期満了日

R5. 8. 31

担当課

宮古市教育委員会事務局 文化課

TEL : 0193-65-7526 内線

FAX : 0193-65-7508

E-mail : bnka@city.miyako.iwate.jp

備考